

第3節 災害想定・被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

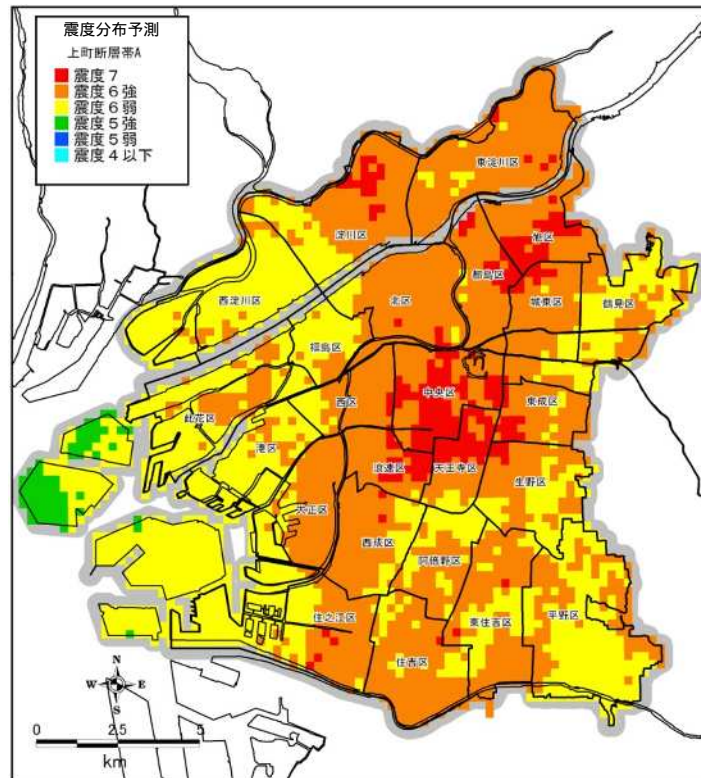
3 - 1 災害想定

(1) 上町断層帯による地震動

上町断層帯の活動による地震を想定し、本市域における地震動の強さを予測した。想定にあたっては、仏念寺山断層、上町断層、長居断層、坂本断層、久米田池断層のすべてが活動し、上町断層の北端部から破壊が開始すると仮定し、その最大級（マグニチュード7.8程度）の地震を想定した。

この結果に基づく震度分布予測は下図のとおりである。

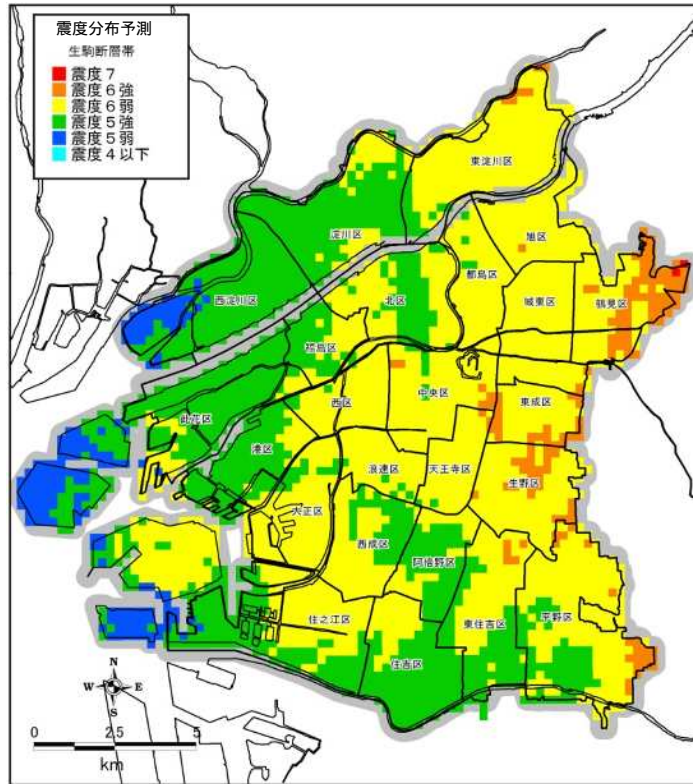
上町断層帯地震



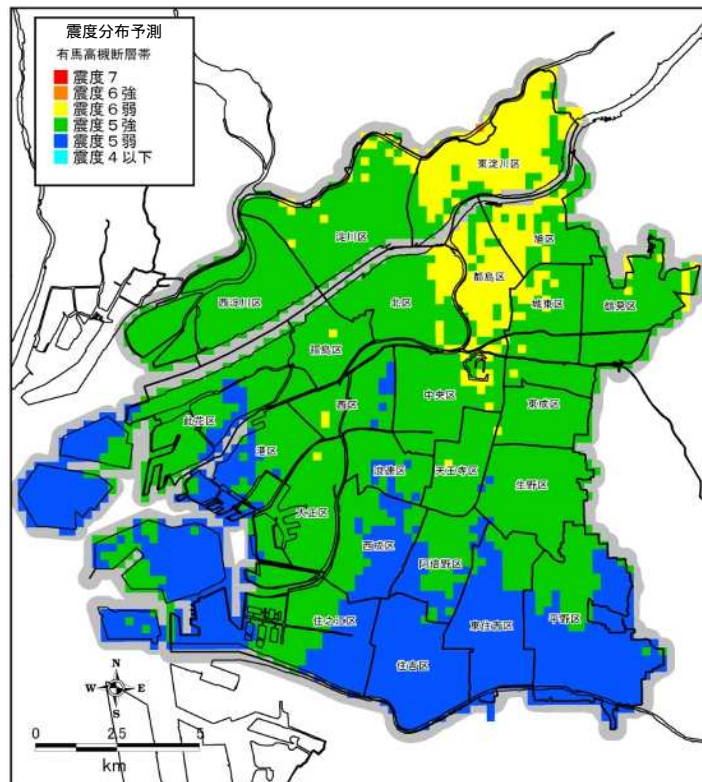
(2) 上町断層帯以外の断層等による地震動

上町断層帯以外の断層等で、本市に影響を与えと考えられる生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯及び海溝型の南海トラフの活動による東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震を想定し、本市域における地震動の強さを予測した。

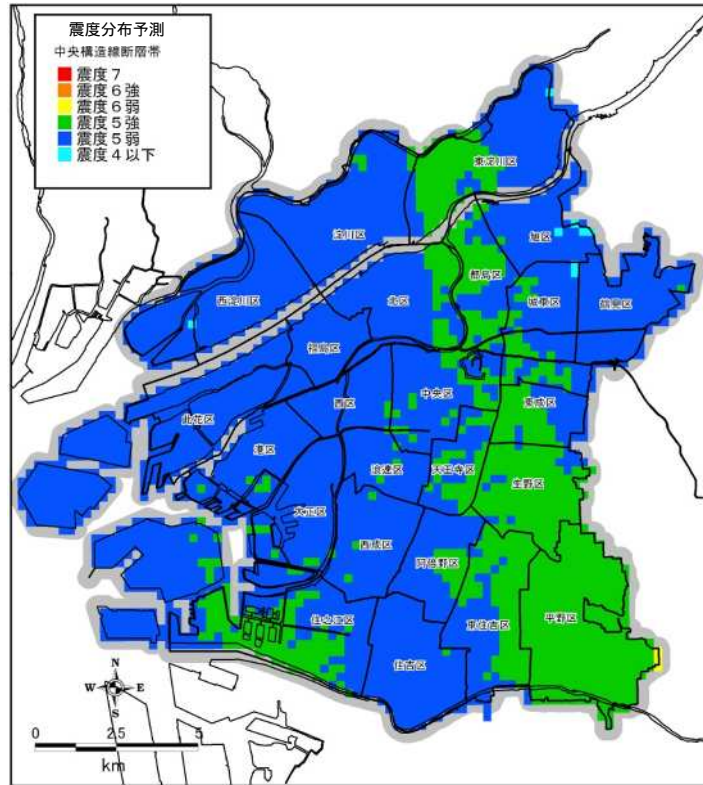
生駒断層帯地震



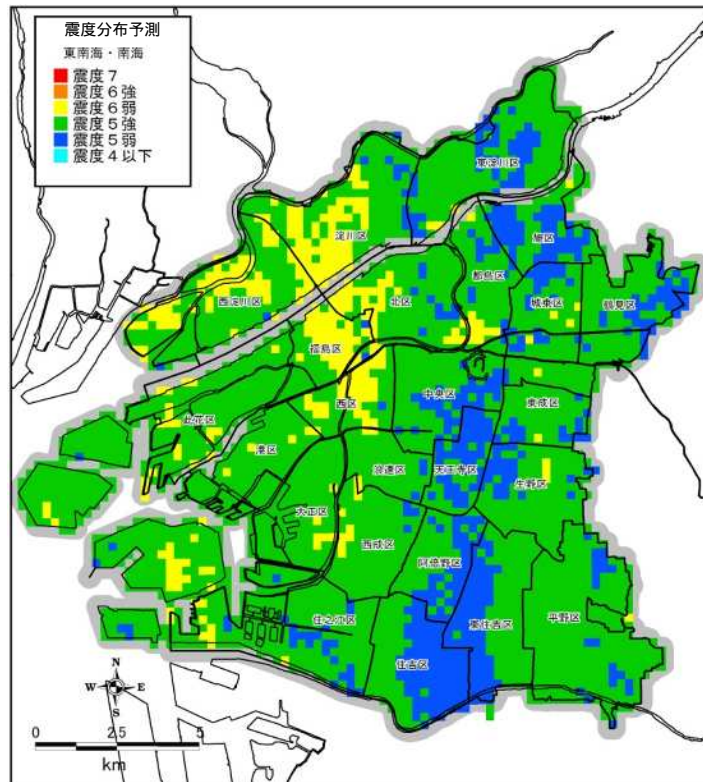
有馬高槻断層帯地震



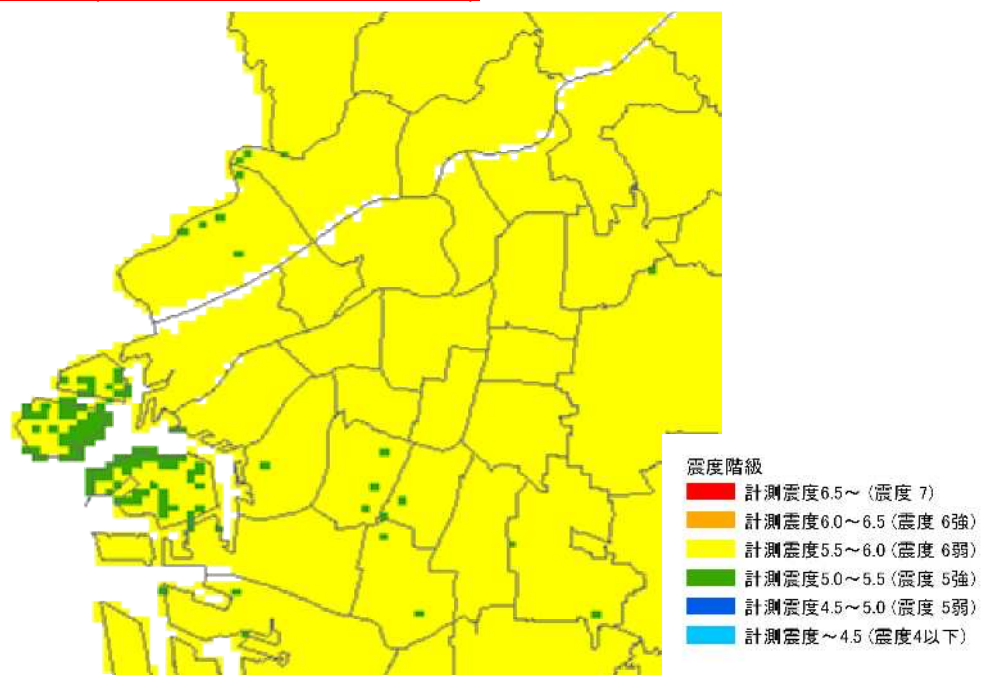
中央構造線断層帯地震



南海トラフ(海溝型：東南海・南海地震)



南海トラフ(海溝型：南海トラフ巨大地震)



(3) 津波

科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分ける。

- 最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(レベル1)
- 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(レベル2)

津波高さ

	南海トラフ巨大地震 (H25.8)	【参考】東南海・南海地震 (H19.3)	
	[海岸線から沖合約 30m 地点における津波水位]	[海岸付近最大値]	[各区最大値]
此花区	OP+5.4m (TP+4.1m) <3.2m>	OP+4.1m(TP+2.8m) <2.0m>	OP+4.3m(TP+3.0m) <2.2m>
港区	OP+5.8m (TP+4.5m) <3.6m>	OP+4.5m(TP+3.2m) <2.4m>	OP+4.6m(TP+3.3m) <2.5m>
大正区	OP+5.9m (TP+4.6m) <3.7m>	OP+4.5m(TP+3.2m) <2.4m>	OP+5.0m(TP+3.7m) <2.9m>
西淀川区	OP+5.6m (TP+4.3m) <3.4m>	OP+4.1m(TP+2.8m) <2.0m>	OP+4.3m(TP+3.0m) <2.2m>
住之江区	OP+6.4m (TP+5.1m) <4.2m>	OP+4.5m(TP+3.2m) <2.4m>	OP+4.8m(TP+3.5m) <2.7m>

OP 表示の潮位は、大阪市の満潮位 OP+2.2m を設定。< >内は満潮位からの高さ。

海岸に面している地区のみを公表(ただし想定場所は不明)南海トラフ巨大地震(H25.8)と従来想定(H19.3)の場所は必ずしも同じではない。

OP：大阪湾最低潮位、TP：東京湾平均海面(OP=TP+1.3m)

津波到達時間(地震発生後最短到達時間(分))

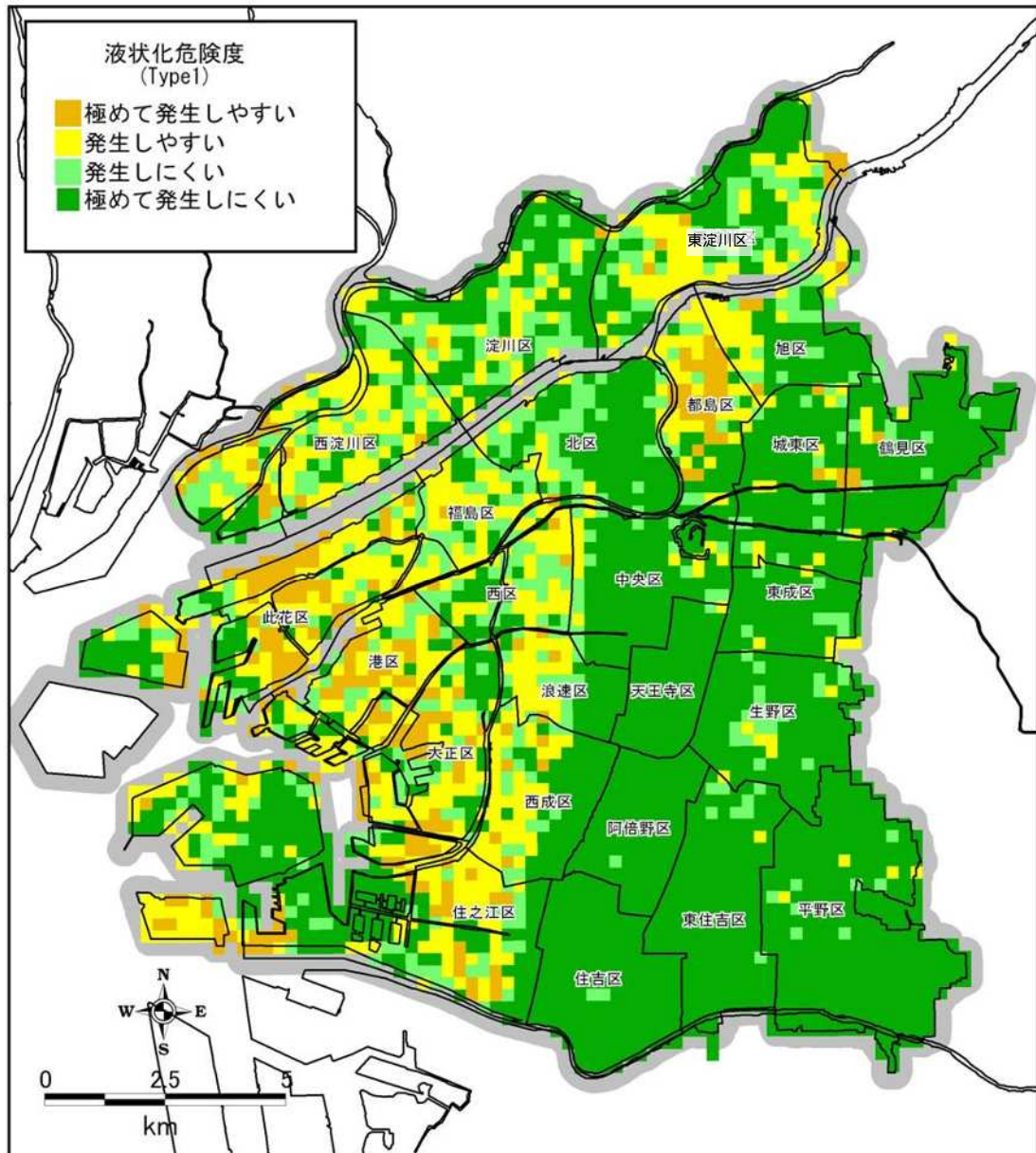
	南海トラフ巨大地震 (H25.8) ¹	【参考】東南海・南海地震 (H19.3) ²
此花区	1 1 3	1 0 5
港区	1 1 4	1 1 5
大正区	1 1 7	1 1 5
西淀川区	1 1 6	1 1 5
住之江区	1 1 0	1 0 5

1 + 1 mの津波が来襲する時間

2 津波が来襲し、水位が静水面より正値になった時間

(4) 液状化

本市域の地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測した結果は下図のとおりである。



3 - 2 被害想定

(1) 地震

本市域における地震による被害を次のとおり想定した。注1)

項 目		大阪府域への影響が考えられる地震						
		内陸活断層による地震				海溝型(プレート境界)の地震		
		上町断層帯 地震	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震	
地震規模(マグニチュード)		7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6	9.0~9.1	
発生確率 注2)		2~3%	0~0.1%	0~0.03%	0.06~14%	70%・60%	70%	
震度		5強~7	5弱~6強	5弱~6弱	4~5強	5弱~6弱	5強~6弱	
建物被害	全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900	
	木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100	
	非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800	
	半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100	
	木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900	
	非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200	
火災 注3)	炎上 1日	325件	81件	4件	0	6件	-	
	出火 1時間	162件	41件	2件	0	3件	-	
	残火災	6件 注4)	0	0	0	0	-	
ライフライン被害	電力	停電率 (停電軒数)	約64% (約983千軒)	約7% (約105千軒)	約1% (約10千軒)	約0.1% (約1千軒)	約2% (約26千軒)	約55% (約807千軒)
		復旧期間	約1週間	約6日	約2日	約1日	約1日	約1週間
	ガス	ガス供給停止率 (供給停止戸数)	約81% (1,195千戸)	約32% (475千戸)	0% (0)	0% (0)	0% (0)	約53% (約704千戸)
		復旧期間	約2~3ヶ月	約0.5~1.5ヶ月	約0.5~1ヶ月	約2週間		約1ヶ月注5)
	水道	水道断水率 (断水人口)	約77% (2,075千人)	約68% (1,906千人)	約20% (628千人)	約4% (123千人)	約13% (386千人)	51% (1,400千人)
		復旧期間	約1ヶ月	約1ヶ月	約2週間	約1週間	約1週間	約40日後
	下水道	下水道機能支障率 (断水人口)	-	-	-	-	-	約5.4% (144千人)
		復旧期間	-	-	-	-	-	約1週間
	電話	固定電話不通率 (不通加入者数)	約13% (約525千回線)	約2% (約64千回線)	約0.9% (約35千回線)	約0.2% (約9千回線)	0% (0)	約48% (約533万回線)
		復旧期間	約2週間	約2週間	約2週間	約5日		約1ヶ月
	人的被害	死者	8,500人	1,400人	~100人	0	~100人	119,565人
		負傷者	41,000人	37,800人	6,100人	900人	10,300人	53,313人
避難所生活者		343,500人	148,300人	16,000人	3,000人	28,300人	821,191	

注1) 上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会(平成17年度、18年度)における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震被害想定等検討部会(平成25年度)」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

注2) 発生確率(今後30年以内)は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による平成26年1月1日を算定基準日とした評価である。

注3) 火災は、冬季夕刻・風速5.3m/sで想定した。
「炎上出火」は、地震後に出火した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残

った火災であり、「残火災」は、炎上出火（1 時間）のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。

注 4) 自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は 0 件である。

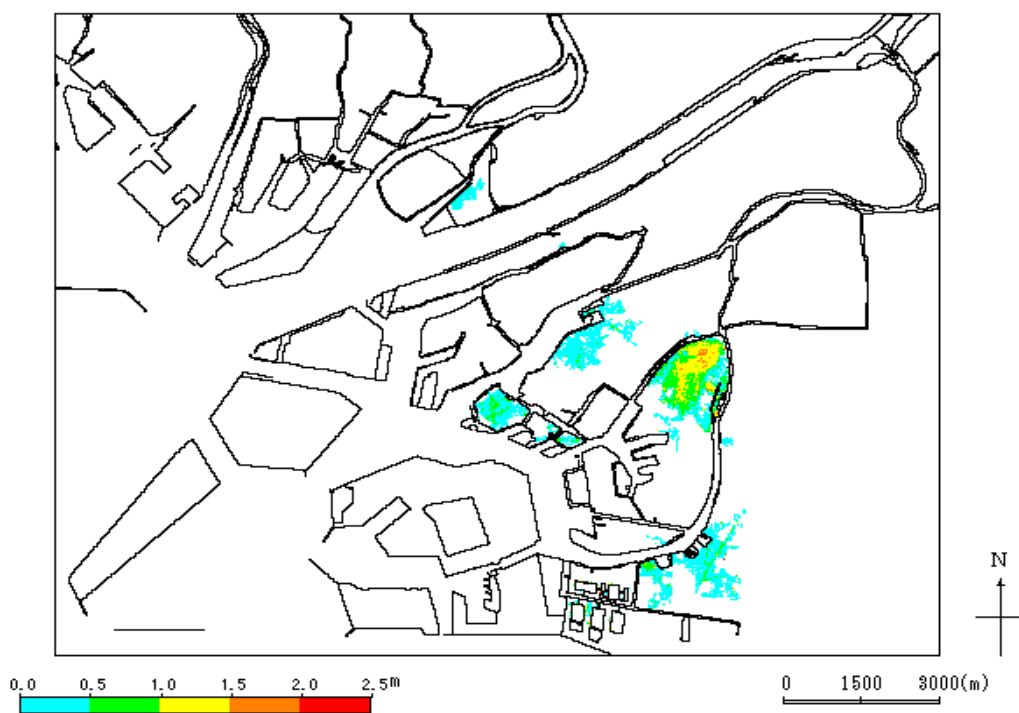
注 5) ガスにおける復旧機関は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。

(2) 津波

ア レベル1 (東南海・南海地震)

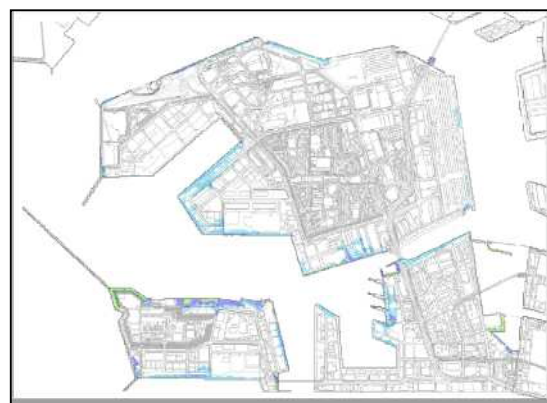
津波による本市域における浸水被害は、四国沖でマグニチュード8.6程度の海溝型地震が発生した場合を想定しており、これについては、防潮扉及び水門を閉鎖することにより、ほとんどないと想定されるが、夜間、初期初動体制で閉鎖を必要とする常時開放されている防潮扉及び水門については閉鎖できない可能性があることを考慮し、開放したものとして以下のとおり想定した。

この他に、地震による揺れ、液状化及び漂流物等の衝突によって発生する防潮扉、水門及び護岸等の一部損壊に伴い、海水の越水や侵入による浸水被害が生じる可能性も考えられる。



東南海・南海地震津波浸水予測図

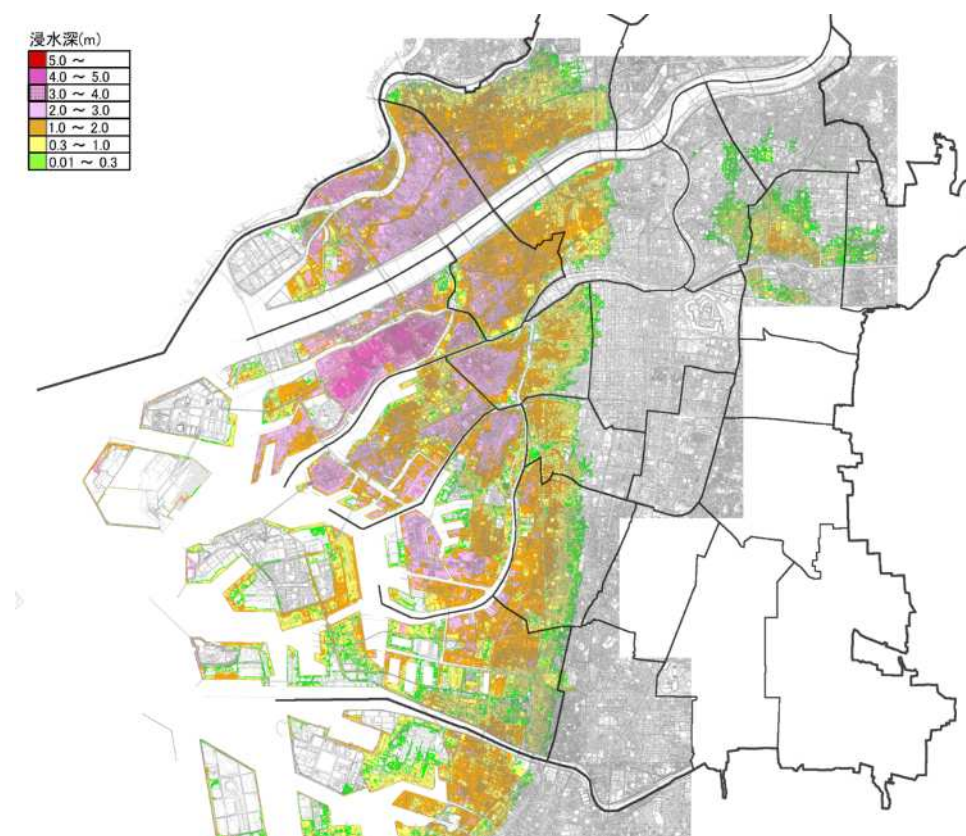
(平成15年度 東南海・南海地震津波対策検討委員会検討結果より)



咲洲地区における東南海・南海地震津波浸水予測図^{注)} (平成21年度)

イ レベル2（南海トラフ巨大地震）

津波による本市域における浸水被害は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデル(マグニチュード9.1)として、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、大阪府域に最も大きな影響を与えられとされる4つのケースを選定し、これら4ケースごとに、防潮堤等の沈下や、防潮施設(水門・鉄扉等)の開閉を考慮した3つのシミュレーション結果を重ね合わせ(4ケース×3条件=12ケース)、浸水域と浸水深を推計した。

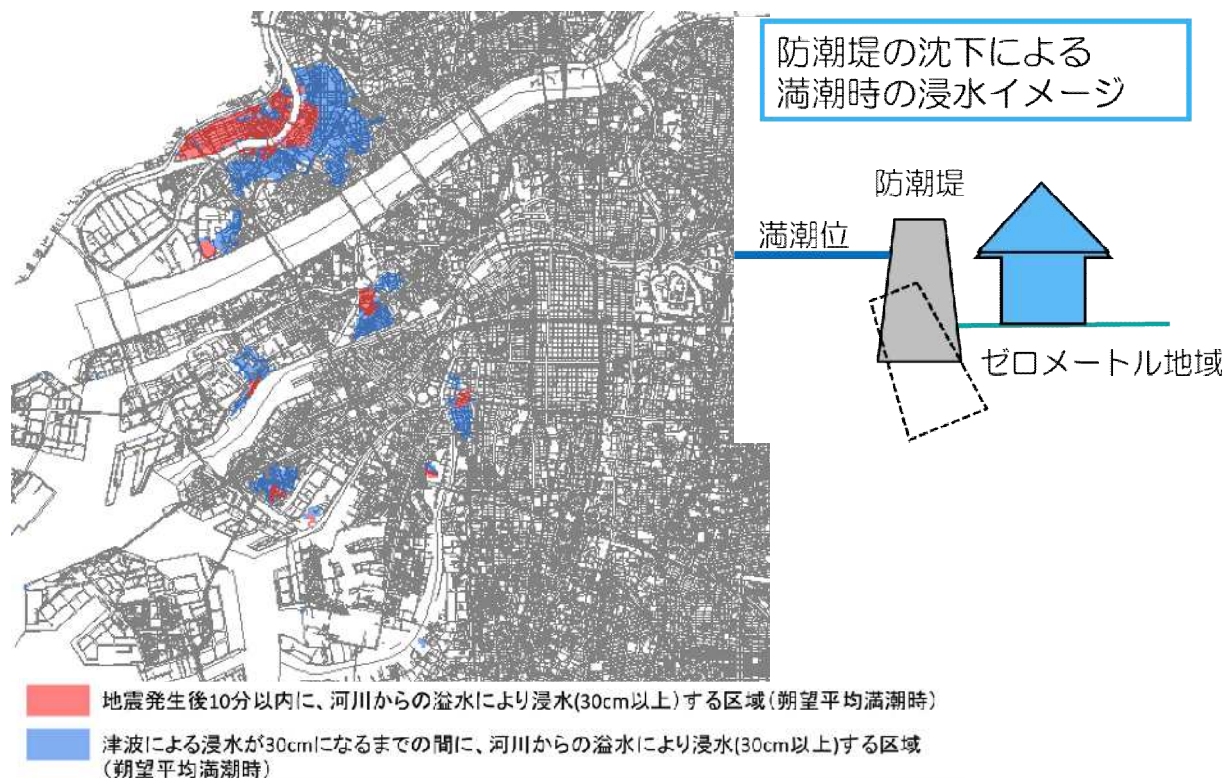


南海トラフ巨大地震浸水予測図

(平成25年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より)

ウ 防潮堤の沈下等による浸水（南海トラフ巨大地震）

地震の揺れによる堤防沈下等により津波到達前に浸水が始まる場合を想定（地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、朔望平均満潮位からの津波到達前の浸水）



（平成25年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より）

【参考】南海トラフ巨大地震に係る「堤防沈下等」、「津波」による死者数

（平成25年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より）

		北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	浪速
早期避難率低 ³	堤防沈下等 ¹	0	0	187	1,398	0	413	1,121	213	414
	津波 ²	16,198	153	8,404	7,873	1	19,833	8,744	6,647	845
避難迅速化 ⁴	堤防沈下等 ¹	0	0	2	591	0	38	421	103	308
	津波 ²	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		西淀川	淀川	城東	鶴見	住之江	住吉	西成	計
早期避難率低 ³	堤防沈下等 ¹	12,978	37	2,179	0	25	0	9	18,974
	津波 ²	6,746	13,511	876	9	5,006	40	5,489	100,375
避難迅速化 ⁴	堤防沈下等 ¹	5,665	24	730	0	0	0	0	7,882
	津波 ²	0	0	0	0	0	0	0	0

1.2 堤防沈下等による被害は、地震発生と朔望平均満潮時が重なる条件の下、津波による浸水が 30cm になるまでの間に、防潮堤の沈下等に伴い、河川からの溢水による浸水（30cm）で発生すると予想されるもの

3.4

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	直接避難	用事後避難	
避難開始時間	発災 5 分後	発災 15 分後	津波到達後
避難迅速化	100%	0%	0%
早期避難率低	20%	50%	30%

第4節 市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割

4 - 1 市民の責務・役割

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、市民は、自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加や、自らが所有または占有する建築物の安全性の向上等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築き、その推進に努めなければならない。

4 - 2 事業者の責務・役割

事業者は、災害時に果たす役割(従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献)を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるとともに、従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供に努めなければならない。

また、事業者は、本市の実施する防災・減災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に市民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努めなければならない。

さらに、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、本市が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

4 - 3 防災関係機関の責務・役割

(1) 大阪市

本市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施や防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を

促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。

ア 全般

大阪市防災会議に関する事務

イ 災害予防に係る事項

- (ア) 防災に関する組織の整備
- (イ) 防災に関する知識の普及・啓発
- (ウ) 防災に関する訓練の実施
- (エ) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (オ) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (カ) 防災に関する調査研究

ウ 災害応急対策に係る事項

- (ア) 消防、水防その他の応急措置
- (イ) 他自治体等への応援要請
- (ウ) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (エ) 避難誘導及び避難所の管理
- (オ) 災害情報の収集及び伝達
- (カ) 災害情報等の広報及び広聴
- (キ) 緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去
- (ク) 水、食料、生活関連物資の供給
- (ケ) 被災者の医療、救護
- (コ) 清掃、防疫活動、食品衛生の監視
- (サ) 被災者の捜索、遺体の処理
- (シ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (ス) 被災者の住宅確保
- (セ) 施設及び設備の応急復旧
- (ソ) 災害対策要員の確保
- (タ) ボランティアの調整
- (チ) 災害救助法・激甚災害の指定に関する事項
- (ツ) 義援金品の配分
- (テ) 被災者に対する応急金融措置
- (ト) 災害の発生の防御又は拡大の防止措置

エ 災害復旧に係る事項

災害復旧の実施

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体及び財産を災害から

保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

ア 近畿財務局

- (ア) 金融機関に対する緊急措置の要請
- (イ) 国有財産の無償貸付
- (ウ) 地方公共団体に対する災害融資
- (エ) 被災施設の災害復旧事業費の立会い

イ 近畿農政局（大阪地域センター）

- (ア) 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整

ウ 近畿経済産業局

- (ア) 工業用水道の復旧対策の推進に関する事
- (イ) 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達に関する事
- (ウ) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達に関する事
- (エ) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関する事
- (オ) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関する事

エ 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (ア) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関する事
- (イ) 鉱山の保安に関する業務指導に関する事

オ 近畿運輸局

- (ア) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (イ) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (ウ) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (エ) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
- (オ) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (カ) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

カ 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）

- (ア) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導
- (イ) 排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導
- (ウ) 危険物積載船舶等の災害予防対策
- (エ) 海難救助体制の整備
- (オ) 海上交通の制限
- (カ) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達
- (キ) 海難の救助及び危険物等の海上流出対策
- (ク) 人員及び救助物資の緊急海上輸送
- (ケ) 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持

(コ) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

キ 大阪管区気象台

- (ア) 観測施設等の整備に関すること
- (イ) 防災知識の普及・啓発に関すること
- (ウ) 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること

(エ) 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

ク 近畿総合通信局

- (ア) 電波の監理、並びに有線電気通信の監理
- (イ) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (ウ) 非常通信協議会の育成・指導
- (エ) 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
- (オ) 非常時における重要通信の確保

ケ 近畿地方整備局

- (ア) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (イ) 応急復旧資機材の備蓄及び整備
- (ウ) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- (エ) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
- (オ) 災害時の直轄国道の通行の禁止又は制限及び道路交通の確保
- (カ) 直轄公共土木施設の二次災害防止
- (キ) 直轄公共土木施設の復旧
- (ク) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導
- (ケ) 緊急物資及び人員輸送活動
- (コ) 海上の排出油に対する防除処置
- (サ) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (シ) 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- (ス) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

(3) 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

ア 大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力

イ 災害派遣に関すること

ウ 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

(4) 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応

援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

- ア 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- イ 大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事
- ウ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事
- エ 大規模広域災害に備えた事業企画、実施に関する事

(5) 大阪府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

- ア 大阪府防災会議に関する事務
- イ 防災対策の組織の整備
- ウ 防災施設の整備
- エ 防災のための教育及び訓練
- オ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- カ 水防その他の応急措置
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ク 被災者の救出、救護等の措置
- ケ 避難の指示、並びに避難所の開設の指示
- コ 災害時における保健衛生についての措置
- サ 被災児童、生徒の応急教育
- シ 災害時における交通規制
- ス 災害復旧の実施
- セ 災害救助（法）に関する事
- ソ 市町村及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- タ 市町村地域防災計画の指導に関する事
- チ 指定河川の洪水予報及び水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、水防警報の発表及び伝達に関する事
- ツ 被災者生活再建支援（法）に関する事

(6) 大阪府警察

- ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握

- イ 被災者の救出救助及び避難指示
- ウ 交通規制・管制
- エ 広域応援等の要請・受け入れ
- オ 遺体の検視（死体調査）等に関する措置
- カ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持
- キ 災害資機材の整備

(7) 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

ア 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、ソフトバンクテレコム株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社）、NTTドコモ（関西支社）及びソフトバンクモバイル株式会社

- (ア) 電気通信設備の整備及び防災管理
- (イ) 応急復旧用通信施設の整備
- (ウ) 津波警報、気象警報の伝達
- (エ) 災害時における重要通信確保
- (オ) 災害関係電報、電話料金の減免
- (カ) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
- (キ) 「災害用伝言ダイヤル」に関すること

イ 日本赤十字社（大阪府支部）

- (ア) 災害医療体制の整備
- (イ) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
- (ウ) 災害時における医療助産等救護活動の実施
- (エ) 義援金品の募集、配分等の協力
- (オ) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
- (カ) 救援物資の備蓄

ウ 日本放送協会（大阪放送局）

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 災害時における放送の確保対策
- (ウ) 緊急放送・広報体制の整備
- (エ) 気象予警報等の放送周知
- (オ) 避難所等への受信機の貸与
- (カ) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
- (キ) 災害時における広報

(ク) 災害時における放送の確保に関すること

(ケ) 災害時における安否情報の提供

工 阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (ア) 管理道路の整備と防災管理
- (イ) 道路施設の応急点検体制の整備
- (ウ) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (エ) 被災道路の復旧事業の推進

オ 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部）

- (ア) 鉄道施設の防災管理
- (イ) 輸送施設の整備等安全輸送の確保
- (ウ) 災害時における緊急輸送体制の整備
- (エ) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送
- (オ) 災害時における鉄道通信施設の利用
- (カ) 被災鉄道施設の復旧事業の推進

カ 大阪ガス株式会社

- (ア) ガス施設の整備と防災管理
- (イ) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
- (ウ) 災害時におけるガスの供給確保
- (エ) 被災ガス施設の復旧事業の推進

キ 日本通運株式会社（大阪支店）

- (ア) 緊急輸送体制の整備
- (イ) 災害時における救援物資等の緊急輸送の協力

ク 関西電力株式会社

- (ア) 電力施設の整備と防災管理
- (イ) 災害時における電力の供給確保体制の整備
- (ウ) 災害時における電力の供給確保
- (エ) 被災電力施設の復旧事業の推進

(8) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

ア 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合

- (ア) 水防団員の教育及び訓練
- (イ) 水防資機材の整備、備蓄
- (ウ) 水防活動の実施

イ 阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社

- (ア) 鉄道施設の防災管理
 - (イ) 輸送施設の整備等安全輸送の確保
 - (ウ) 災害時における緊急輸送体制の整備
 - (エ) 災害時における鉄道通信施設の利用
 - (オ) 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- ウ 一般社団法人大阪府医師会
- (ア) 災害時における医療救護の実施
 - (イ) 傷病者に対する医療活動の実施
- エ 公益社団法人大阪府看護協会
- (ア) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること
 - (イ) 被災者に対する看護活動に関すること

(9) その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公立大学法人大阪市立大学、
地方独立行政法人大阪市民病院機構、
農漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、
養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体、
青年団体等の文化事業団体、交通機関、学校法人、赤十字奉仕団、
女性会等の地域住民組織、大量の危険物の貯蔵等の管理者
避難場所の管理者、大規模地下空間管理者、地下街管理者、
防潮扉管理者、その他公共的活動を営むもの
大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力